

第十六号様式(第五条の二の六関係)

証 明 書	第 号 令和 年 月 日交付	所 属	職 氏 名	都道府県知事 ㊟	右の者は、児童福祉法施行令第三条の二第七項、 第八項及び第九項の規定により指導又は帳簿書類そ 他の物件の検査を行う職員であることを証明す る。
-------------	-------------------------------	--------	-------------	-------------	--

表
縦十センチメートル
横八センチメートル

児童福祉法施行令第三条の二（略） ②・⑥（略） ⑦ 都道府県知事は、法及びこの政令の施行に必要 があると認めるときは、その必要な限度で、指定 児童福祉司養成施設等の長に対し、教育方法、設 備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導 をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物 件を検査させることができる。 ⑧ 前項の規定による検査を行う場合においては、 当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関 係者の請求があるときは、これを提示しなければ ならない。 ⑨ 第七項の規定による権限は、犯罪捜査のために 認められてものと解釈してはならない。 ⑩・⑪（略）	裏
--	---